

ストップ・リニア！訴訟ニュース—飯田版 2017年3月4日号

2月24日にストップ・リニア！訴訟の第3回の口頭弁論が東京地裁で行われました。傍聴された大鹿村の谷口昇さんの報告です。

どれだけここで生きるということを大事に思えるようになるか

昨日、ストップリニアの第3回口頭弁論が、東京地裁103号大法廷で、2時半から開かれました。

今回の傍聴抽選券は150枚発行され、98人が傍聴定員で、約50名ほどがまた溢れるという裁判官に好印象な人数に達することができました。

まず裁判長が被告国交省に対して、交通審議会におけるリニア計画を全国新幹線法に適用していく過程で違法性があるなら、その後の手続きも違法で全幹法の適用は取り消しということになるので、議事録を公開し違法性がないとうことをまとめなさいという指示をだしました。これは被告側には厳しい指示が出されたという印象です。

今回意見陳述は岐阜県土岐市の市議員をされてる和田悦子さんが現地の被害状況、これからの問題点を法廷で延べられました。岐阜県の予定地は、ほんとに多くの問題が孕んでいるということを法廷で訴えられました。

特にウラン鉱床群に地下トンネルを掘っていくということに対してJR東海の恐ろしいほどの杜撰な調査があきらかにされました。独自ボーリング調査などをせず文献と聞き取り調査のみでウラン鉱床は避けれるという主張を貫いている。ウラン鉱床に掘りあたるとそこから有毒のラドンガスが吹き上がりこのガスは、肺がんを引き起こす危険があります。などを訴えられました。

今後被害のある全県の口頭陳述が認められ、4月までの法廷の日程が決まりました。

原告側には、具体的にどの法律の何条にどのように違反しているかを示していくようにという指示もありました。

報告会では各地域の問題や被害を法廷で陳述する意味を質問させていただきました。

横山弁護士の説明ではこのリニアの問題が裁判官もわからない部分が多いということで、理解を深めてもらうという意図があります。裁判所というのは、このような陳述はほとんど認めないそうです。でもこの地裁の裁判長はかなり原告の要望を聞いて、かつ具体的な部分も勧めるという方針をもたれているようです。この行政訴訟自体の本質的な難しさというのがあり、でも裁判所も異例な待遇を原告に与えているという点で市民住民運動の盛り上がりに応じて裁判自体もさらに好転し、よい結果に結びつく可能性が大きい。

やはりこの問題を裁判やジャーナリストに任せるのではなく、ここに生きるひとりひとりが、どれだけここで生きるということを大事に思えるようになるかということが問われていることを改めて感じました。

(2月25日記)

安全性や経済性は確保されているか

訴状でわれわれ原告は鉄道事業法で規定している安全性や採算性などでリニアには問題があると指摘しました。前回公判では、被告の国交省は全国新幹線網整備法（全幹法）のみで認可できると反論しました。古田裁判長は安全性など実質的な問題について全幹法だけで判断できるのかと指摘しています。

今回国交省は、「全幹法1～8条の規定で鉄道事業法の要件を充足していれば足りる」と再度主張しました。古田裁判長は、法律論として、鉄道事業法を参考にする必要がないというなら、事業認可の前段階の建設指示や手続きに違法があれば、つまりその段階で十分な安全陸の議論がなされていなければ、今回の事業認可手続きの違法性につながるという考え方で進めて良いのかと念を押しました。国交省は、建設指示については、工事実施計画の認可とは別で、違法性の継承はないと考えるので、認可は違法ではないと答えました。古田裁判長はその点がポイントになるので見解を早急に明確にするように国交省に指示しました。古田裁判長は国交省のあいまいな法律論を見出している、これは一つの争点になる、と原告側の関島弁護士は評価しました。（文責：春日）

◎ 原告の主張をまとめた訴状があります。500円です。送料は300円。近隣であれば手渡し可能。ご希望の方は下記まで。

飯田リニアを考える会・事務局 0265-35-2191（春日）

メールアドレス：ma11@nolineariida.sakura.ne.jp